

令和3(2021)年度 事業計画書

特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク

I 事業の実施方針

当法人は、公益を産み出す人・主体を創り提供することで、豊かな市民社会の実現に寄与することをミッション（使命）に活動を展開する。社会問題・地域課題を見つけ、かつ、それらを改善・解決する当事者を創ることである。

それらを担う人材づくりや若者層とのつながりづくりやコーディネートを行う。

元号改元から2年が経ち、感染拡大防止を意識した生活が定着する中、豊かな市民社会の実現に向けた個人及び各活動主体の活動支援のあり方を、引き続き見直す。

「つどい」業務が予算削減された。光専寺の場を活かしながら、皆様のお役に立つことで、顧客（対象者・協力者）の創造を引き続き行う。その証拠を実費徴収に応じた対象者・賛助会員・寄付者の増加を数字で示し、結果、予算削減分の収益をカバーできることを目標とする。

それがため、上記の変化・動きや課題解決を意識して、次の事業方針を掲げて実施する。

事業方針：「人づくり・人育て」

- ・ ターゲットを絞って「皆様のお役に立つ」ことで「人づくり（ゲスト）」と「顧客化（マッチング）」
- ・ 「人づくり」：対象者（ターゲット）の発掘（第一の顧客）とマッチング
協力者（賛助会員・寄付者）の発掘（第二の顧客）とマッチング
- ・ 「人育て」：皆様のお役に立つことが喜びに感じる方をお育て・アフターフォロー。
（実費徴収に応じる対象者・賛助会員・寄付者の継続化・定着化）
- ・ 当法人がお役に立った証拠を数字で示す
（数値化項目例：実費提供に応じる対象者・賛助会員・寄付者の人数）

参考：つどい業務も「人づくり・人育て」

テーマ別でつながりを創る（地域猫・清掃活動・中環の森等）。

イベント形式から課題解決型の事業提案を見せる（まち協・各種社会貢献活動者）

参考：当法人の定款変更において、2ヵ年度分の「事業計画書」及び「活動予算書」の提出が必要であるため、これを機会に「つどい」委託期間中を含めた中長期計画も検討する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

(2) 市民活動に関する調査及び研究

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行うが、政策提案業務が仕様書から業務がなくなったので、政策提案については、当法人独自で実施を行う。

(3) 市民活動に関する講座・講演

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

(4) 市民活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

○ 八尾市市民活動支援ネットワークセンター運營業務委託【つどい委託事業】

【内 容】 八尾市内の市民活動の活性化及び活動を支援していく総合的な機能を果たし、市民活動の基盤整備及び強化を図りネットワークの拠点として業務委託運営を行う。八尾市第6次総合計画の計画期間に入り、「誰も取り残されない」「共創と共生の地域づくり」の役割を担う。また、校区まちづくり協議会の活動検証の支援といった新しい業務も加わり、校区まちづくり協議会との「対話の場」の創出支援などを担うことになった。

【実施日時】 令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年3月31日

【実施場所】 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

○ コロナ禍もしくはコロナ禍終息後の「新年ネットワーク交流会」のあり方検討

【内 容】 これまでの100名～150名規模で一堂に会する場の提供が、難しくなった。そのため「つどい」業務と関連して、テーマ別で対象者を絞り井戸端会議が結成できた場合は、各グループでささやかながらでも開催が出来るか検討したい。これまで出来なかった協力関係を深める場にシフトできるようにしたい。

【実施日時】 令和3（2021）年度中（未定）

【実施場所】 未定

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

○ 太陽の広場運営委員会への参画

【内容】 「太陽の広場ふれあいまつり」の開催は検討中だが、行事開催への参画予定はない。「太陽の広場」自身の活用方法の検討などで参画をしていく。

【実施日時】 随時

【実施場所】 太陽の広場（八尾市緑ヶ丘五丁目）

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

○ 活動自粛時の支援及び「つどい」夜間閉館に伴う活動場所の提供

【内 容】 「つどい」開設から16年半に渡り、水曜日～金曜日は10時～21時まで開館をしていたが、委託契約内容の変更（仕様書の変更）により、18時閉館となった。夜間の活動場所の提供及び活動自粛時の支援も含めて本町7丁目の「光専寺」の居場所提供スペースを提供する。活動自粛中に各種市民活動団体等が必要とする最小限の運営について打合せ・印刷・居場所を求める方に支援を行う（夜間の貸出では、会場代を貸主にお納めするため協力金の依頼をする）。多様な活動主体に、活動時に必要な機器や場所提供の場として引き続き認知と普及を行う。

【実施日時】 令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年3月31日

【実施場所】 光専寺 1階ガレージ及び2階和室（八尾市本町7丁目9番2号）

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

○ 行政への参画づくり（審議会・市民会議）及び情報共有

【内 容】 市民が委員として行政へ参画する仕組みや制度として、審議会や市民会議がある。現在は、八尾市の施策に携わる市民の参画が多く、反対に八尾市に携わっていない市民が審議会委員などに応募し参画することは非常に少ない。そのため、引き続き以下の目的を継続し促進させる。

- ・ 行政と接点が少ない市民が審議会等で声を提供することで、市民と行政との協働を促進。
- ・ 市民の意見が反映する行政の仕組みを理解し、新しい視点・感覚・価値観を持った市民の意見が八尾市政に反映することを促進。
- ・ 上記を促進させることで、当法人が八尾市政を活性化できる市民委員を提供する。八尾市の施策を推進し市政に反映できるつなぎ役として、当法人の価値を認知・普及を促進する。

【実施日時】 随時

【実施場所】 八尾市内

【事業対象】 各審議会・市民会議で求められる個人または多様な活動主体

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

○ ホームページの再構築

【内 容】 現在、当法人のホームページは存在しない。Facebook ページで代用している。ホームページの再構築は、これまで幾度と目指した。しかし、他の業務に追われ、検討案後の校正もままならぬ状態であり、頓挫していた。また構成から検討するには法人自身の理解度が求められる必要もある。

今回は「人づくり・人育て」に的を絞り、ホームページを再構築し、対象者（ターゲット）の発掘（第一の顧客）及び協力者（賛助会員・寄付者）の発掘（第二の顧客）の「呼び込み用」の役割をホームページに位置付け、マッチングにつなげる。

- ・ ホームページ更新費用の財源として、ホームページで賛助会員を募り、賛助会員の増加につなげる。
- ・ 掲載の了解を得た賛助会員の紹介ページを簡素であっても作成する。
- ・ 昨年度に行った当法人の振り返りで資料化したものを「当法人のトリセツ（取扱説明書）」として資料館的に掲載を図る。

【実施日時】 随時

【実施場所】 八尾市内

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

Ⅲ 事業実施体制に関する事項

1 正会員・賛助会員数の増加と上記体制の体系化

- ・ 正会員が 17 会員（賛助会員は 56 会員）であり、1 年前より正会員は微増した（賛助会員は微減）。「行政への参画づくり（審議会・市民会議）及び情報共有」を行いながら、正会員数 20 名を目標に取り組む。
- ・ 賛助会員には、コロナ禍での活動支援場所として光専寺の提供における賛助の支援を行った。具体的でイメージがつかみやすかったこともあり、例年の倍近くの受取賛助会費の納入があった。また受取賛助会費の口数の目標であった 45 口を達成できた。引き続き、口数の増加と未納の会員について自動退会など整理を行いたい。
- ・ 正会員として入会見込みのある方を当法人に携わる協力者を中心にリスト化を図る。

2 事務局体制の強化

- ・ 現在、理事 1 名（新福）が事務局と兼務で所属。会計執行の確認は鞠川理事にお願いしている。引き続き、事業の実施体制の強化が求められ、特に正会員・賛助会員の増加が出来るように事務局体制や事務局サポーターの体制強化を目指す。
- ・ さらなる各種事業の業務ならびに事務局業務（会費納入・会員管理・会計業務・労務管理他）を円滑に行うように図る。
- ・ 労務管理は、年金事務所への「基礎算定届」や厚生労働省への「労働保険料・一般拠出金申告」を電子申請で行うことが出来るようになり、昨年度に「G ビズ ID」の取得を行い準備を行ったうえで、今年度は、e-Gov（オンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイト）にて電子申請に挑戦する。

3 定款変更

- ・ 平成 24 年度の NPO 法の改正後の定款変更が出来ていない。また平成 29 年 4 月より一部 NPO 法が改正された。昨年度の通常総会で議案に出したが、引き続き定款変更を行う。
- ・ 2 ヶ年度前に通常総会で定款変更案の承認をいただいたので、再度、所轄庁に書類を提示し受理が出来るところまで進めていく。その後、理事会・臨時総会を通じて、再度 2 ヶ年度分の「事業計画書」及び「活動予算書」も含めて、再度報告及び承認を得る。

IV 通常総会及び臨時総会（社員総会）の開催

- ・ 6 月に開催を行う。また NPO 法改正による定款変更を行う際は、臨時総会を開催する。
- ・ 新役員候補者が探し出せた際は、臨時総会を開催し承認を得る。

V 理事会その他の役員会の開催

- ・ 四半期 1 回の開催を目指す。
- ・ 正会員候補者と新役員候補者を探し出すことや、定款変更の進捗状況のために実施する。
- ・ 定款変更の進捗状況においては、中長期計画も視野に入れて検討する。